第四節 後世の修理・改造

について記載すると共に、屋根瓦に関しての考察を行う。
修理の歴史は第一章で述べたので、この節では、江戸時代の元禄期以降の修理
たが、今までは知られていなかった事柄も確認することができた。中世までの
たが、今までは知られていなかった事柄も確認することができた。中世までの

第一項 元禄期の修理

の拓本(注じによりその経過が知られていた。 元禄期の修理については、これまでも史料(注じや大正修理時に取られた瓦

がなされ、同六年の開封・修理へと繋がる。 日付の見分差図が存在したようで(www)、この見分差図を以て奈良奉行所へ届出を開封し、宝物は油倉へ移されたことがわかる。これに先立つ元禄三年九月一を開封し、元禄六年六月十五日に始め、七月十三日まで行われたようで、正倉

状と記録で数は合致する。今回の修理では未解体のため詳細は不明である。 べて元禄修理によるものであろう。 以降のものも含まれているようにも思われたが、 付けた痕跡はない。 致した(束柱一本に上下二個取り付けているものがあるため)。その他に取り 状では二〇箇所、二三個で古文書の記載とは箇所数こそ違うが、数は現状と合 の修理で新たな箍を補足している。 きや東柱の箍 古文書の中には絵図もあったようで(注四)、 (胴輪) 東柱の箍は、 が、 この時に付けられたことがわかる。 一部に錆による崩壊が進んでいたため、 現存の箍の中にはその形状の違いから元禄 台輪先の銅板巻きは、 前述の史料と共に台輪先の銅板巻 束柱の風蝕の具合から見てす 二四箇所とやはり現 箍については現 今回

ないので、詳しくはわからない。やはり元禄期の修理によるものと考えられたが、今回未解体で史料にも記載がお、隅木先の銅板巻きについても、台輪先のものとよく似ているところから、

明治期の修理と思われるが、はっきりとはわからない。

のたく異なる。大正修理前の図面にはあることから、西面の部材は天保期から入されているが、こちらは部材も新しく断面形状も材種も元禄期のそれとはま入されているが、こちらは部材も新しく断面形状も材種も元禄期のそれとはままた、現在桁行方向東面の台輪の下四箇所に胴差(指物)が入っているが、また、現在桁行方向東面の台輪の下四箇所に胴差(指物)が入っているが、

これまで鎌倉時代の軒平瓦の瓦当文様と考えられてきたものが、元禄期に復刻今回の修理に伴う調査において、改めて元禄六年の瓦刻印を確認した。また、

されていたことが明らかとなった。元禄期にも、現在のように文様を復刻するという考えがあったことは興味深い。ただし、瓦全体の形状は鎌倉時代の瓦には倣わず、瓦当の厚みや文様脇の縁の太さなどには近世瓦の傾向が現れていた。

史料から確認できる (性型)。 村」と呼ばれていることが 社」と呼ばれていることが



図222 軒平瓦の瓦当の比較 上が鎌倉時代、下が元禄期。

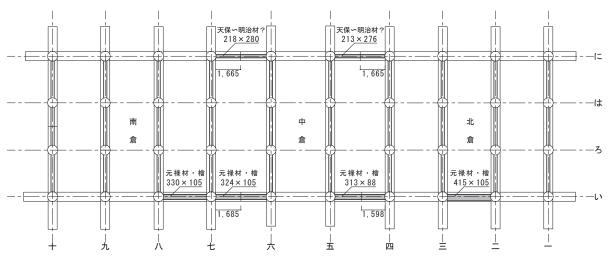


図223 後補の台輪下胴差の位置



元禄期の胴差 (い六・い七間、東より見る)



胴差なし (い九・い十間、東より見る)



天保期から明治期の胴差 (に六・に七間、西より見る)

図224 後補の台輪下胴差

一項 天保期の修理

によってその経過は知られていた。 天保期の修理についても、 元禄期の修理同様、 史料及び大正修理時の瓦拓本

では天保六年の瓦刻印 六年まで実施されず、 天保期の修理については、 天保七年までかかって工事が行われた(注)。 一種類が確認できた。 天保四年に開封されたものの、 実際の修理は天保 今回の修理

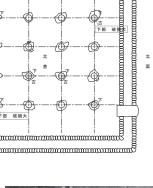
である(注七)。 請取帳』という文書にも詳しく記されていたようだが、 天保期の修理内容は、 『南都東大寺正倉院御修覆鎮守社新造共仕様請切代銀 現在原本の所蔵は不明

さらに所用の銀高が記されていた(注人)。それには、天保七年二月十五日の日付 とある。今回、杉本神社の修理中に発見された木片にも同じ年号と同じ大工名 本を確かめる必要を感じたところである あり、およそ近い数字であるが、総工費には大きな開きがある。この文書の原 で大工善助の名があり、 守社の銀高一貫五三二匁三分四厘を加えて、 この文書によると、この工事での正倉の銀高は二五貫一五〇匁五分七厘、 銀高三六貫八五〇目とある。 総工費は二六貫六八二匁九分一厘 鎮守社は一貫七〇〇目と 鎮

あり、現状からその痕跡を追ってみた。 たことが数枚の絵図に分かれて記録されている。 補修にまで及ぶその内容がわかる。中井家文書には、 中井家文書のなかにも天保期の修理記録が確認され、 その修理内容は以下のようで いくつかの修理が行われ 小屋組や校木の

桔木の挿入

ことから、 たことがわかる。 図22の断面図 計画と実施が明記されているようである。この桔木の痕跡が、 図22には文字の書き込みで 図32の小屋伏図 (注 〇) によって、 上メ となっている箇所もある 桔木を挿入しようとし



東柱の箍の配置





図227 元禄期の箍の破損と追加した箍の状況



図226 元禄期の箍



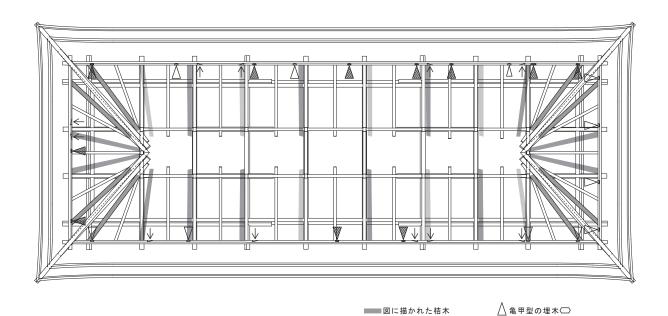


図228 桔木痕跡の位置と天保期絵図の桔木配置の比較

(5)

屋根瓦の葺き替え

が、 桔木であると考えられる。桔木の痕跡位置と天保期の図の比較を図28に示す。 思われる。 ない痕跡が存在する可能性もあり、 の小屋裏側に残っていた。丸桁に残る痕跡は、 ほぼ本数が合う。 大正修理前の図面に桔木らしいものが描かれているのも、 今回の修理では丸桁は解体していないので、 実際に天保期には桔木が入れられたものと 伏図通りの配置にはなっていな 天保期の 見えてい

畦羽目 (校木) の矧木・埋木

2

♪ 方形の埋木 ↑ 傾ぎ大入れの仕口

たことが書かれている。これは現在も随所にみられる。 23の図 (注一)には、校木を「畦羽目」と記し、 校木に矧木や埋木がなされ

内部柱の取り替え

3

■図に描かれた桔木のうち 「止メ」と示された桔木

が、 天保期の内部柱は、 天保期には、台輪間の半間毎に内部柱があったことが図23からわかる。 天保期の痕跡は校木の内側に埋木や釘跡として残されていた。 すべて大正修理によって取り替えあるいは撤去されている 現在

棟桁類の取り替え

— 162 —

4

屋材には中古転用と思われる材料もあることから、それの中に天保期に取り替 が書かれており、 えられたものが含まれるものと考える。 ことが記されている。 小屋伏図に母屋の取り替えが記載されている。 束のうち破損の大きいものは古材を使って切り接いで用いた 現在ではこの結果をたどることはできないが、 また、矧木などを施したこと 現在の小

図23には「本瓦葺、瓦足し、 からは、

元の如く葺替える」とある。

瓦には 6 瓦 台輪先銅板包みの補修 「瓦工平城住人三島三郎兵衛冨明」とある。 天保六年の刻印が 一種類見つかっており、 この記録を裏付ける。

が、

輪先銅板包みは、

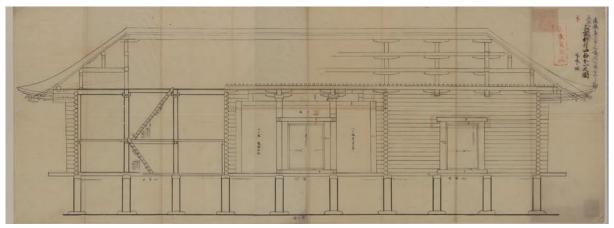


図229 『南都東大寺正倉院四拾分一之図』

京都府立総合資料館所蔵

難しく、止釘の頭には、鋲状の

からはその差を確認することは

あることから、折釘状のものが

ものと折釘状のものの二種類が



る。



図230 丸桁に残る天保桔木の痕跡

下保期の補修とも考えられるが、 今回は未解体なので詳細はわからない。 ⑦ 鎮守社の新造 図233には、「鎮守社新造」と あり、杉本神社が天保期に新造 されたとするが、これはいわゆ る造替にあたり、現在の社殿が このときのものと考えられる。 桁行六尺六寸、梁間正面三尺九 村と記されており、現状の建物 の実測寸法(桁行六・六三尺、



図231 台輪鼻先銅板包み

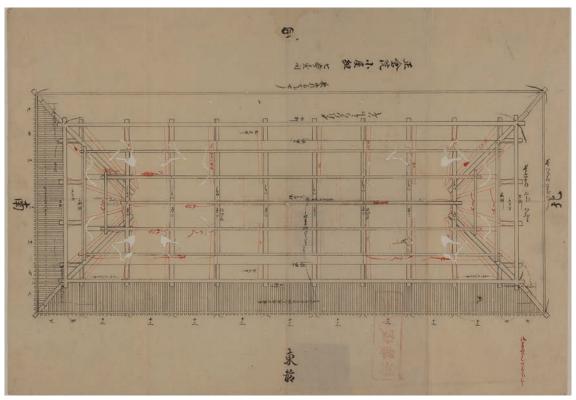


図232 『正倉院小屋組』

京都府立総合資料館所蔵

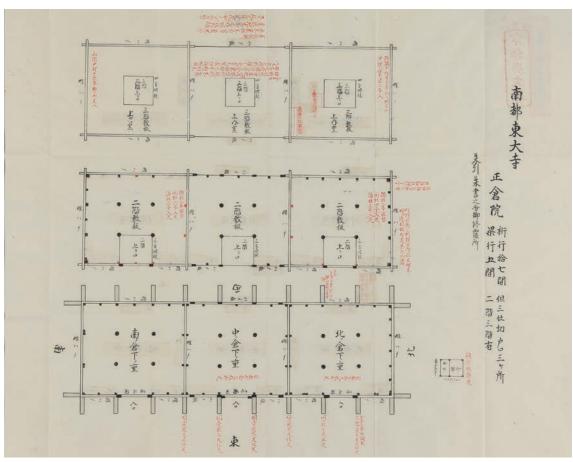


図233 『南都東大寺正倉院絵図』

京都府立総合資料館所蔵

ガラス戸付陳列棚は、

各倉の一階及び二階に、正面東を除く三方にコの字形

二階は上下二

一段になる。

現在、

棚の奥行きは各室でまちまちである

料調査により拡張工事に関する文書も確認できた。

今回の整備工事で、

ガラス戸付陳列棚の改造

その際、

この陳列棚が後世に拡張されていることが確認された。また、史

明治十四年に設置されたガラス戸付陳列棚を一旦解体し

が、

ほぼ校倉の壁面と隙間ない位置に設置されている。

第三項 明治期の修理・改造

倉も改修や修理が行われた。 査に始まり、その後はほぼ毎年のように宝庫の開封が実施され、それに伴い正 明治期の正倉には、めまぐるしく様々なことが起こった。明治五年の壬申調

思われる。避雷針を設置するという行為の最初期の例である。修が行われている。大正修理前の写真に写っているものがこのときの避雷針とまず同十年(一八七七)には、避雷針の設置が行われ、同十二年にはその改

ス戸付陳列棚である。棚」の設置が建議される(唯一)。工事は同十四年に終わり、これが今見るガラ棚」の設置が建議される(唯一)。工事は同十四年に終わり、これが今見るガラ同十三年には、公開時の宝物の移動による破損をなくすため「御物陳列戸

大寺から国に移ったことにより、すべては宝物をいかに良い環境で保存していに、としてある (**!ご)。今回の修理で二十三年の紀年銘が発見できた。同二十三年に作られた瓦を使用したものと考えられる。に、としてある (**!ご)。今回の修理で二十三年の紀年銘を持つ瓦は一枚も確認に、としてある (**!ご)。今回の修理で二十三年の紀年銘を持つ瓦は一枚も確認をかったことから、二十二年にも修理記録があり、瓦には年紀を彫るよう紀年銘が発見できた。同二十三年にも修理記録があり、瓦には年紀を彫るよう紀年銘が発見できた。同二十三年にも修理記録があり、瓦には年紀を彫るようになった結果であったことが感じられる。

表18 「明治三十三年六月 日記」の作業時間

表18 明冶二十二年六月 日記」の作業時間									
日数	日付	曜日	天気	開扉	閉扉	時間	南倉	中倉	北倉
	明治33年6月10日		晴れ						
	明治33年6月11日		雨のち曇り						
	明治33年6月12日		晴れ						
1	明治33年6月13日	開封	快晴	10:00 AM	6:20 PM	8:20		二階工事掛か り	二階工事掛 かり
2	明治33年6月14日		晴れ	8:00 AM	5:50 PM	9:50	二階御物般助	階下長櫃三階 へ収納	
3	明治33年6月15日	金曜日	晴れ	8:10 AM	5:40 PM	9:30			
4	明治33年6月16日	土曜日	晴れ	8:10 AM	6:30 PM	10:20			
5	明治33年6月17日	日曜日		8:15 AM	6:40 PM	10:25		階下中棚弐個 納める	
6	明治33年6月18日	月曜日	快晴	8:00 AM	6:50 PM	10:50			
7	明治33年6月19日	火曜日	快晴	8:05 AM	7:00 PM	10:55			
8	明治33年6月20日	水曜日	快晴	7:30 AM	7:00 PM	11:30	階下御物片付 け着手	階下御物片付 け着手	
9	明治33年6月21日	木曜日	快晴	7:30 AM	7:00 PM	11:30			二階落成
10	明治33年6月22日	金曜日	快晴	7:30 AM	7:00 PM	11:30		二階落成	
11	明治33年6月23日	土曜日	快晴	7:30 AM	7:00 PM	11:30	二階落成、階 下落成	階下落成	
12	明治33年6月24日	日曜日	快晴	7:30 AM	7:10 PM	11:40			
13	明治33年6月25日	月曜日	雨			0:00			
14	明治33年6月26日	火曜日	晴れ	8:00 AM	5:30 PM	9:30			
合計時間 137時間20分									

拡張は、各室二階の下段及び一階で行われていた。中倉の二階で、根太等の「旅職は、各室二階の下段及び一階で行われていた。中倉の二階で、根太等の下が同じ奥行の棚であったことがわかった。下段は、柱に残る繋ぎ材の痕跡か下が同じ奥行の棚であったことがわかった。下段は、柱に残る繋ぎ材の痕跡から床の高さの変更も考えたが、敷居等には根太の痕跡がないので、その可能性ら床の高さの変更も考えたが、敷居等には根太の痕跡がないので、その可能性ら床の高さの変更も考えたが、敷居等には根太の痕跡がないので、その可能性ら床の高さの変更も考えたが、敷居等には根太の痕跡がないので、その可能性ら床の高さの変更も考えたが、敷居等には根太の痕跡がないので、その可能性ら床の高さの変更も考えたが、敷居等には根太の痕跡がないので、その可能性ら床の高さの変更も考えたが、敷居等には根太の痕跡がないので、その可能性ら床の高さの変更も考えたが、敷居等には根太の痕跡がないので、その可能性は、

元々の部材は見え隠れ面まで斉一に台鉋がけされていたが、拡張に使われた 部材の見え隠れ面は鋸挽きのままで、部材で仕上げの差が歴然としていた。 この拡張工事は、明治三十三年(一九〇〇)に実施された。そのときの「日 この拡張工事は、明治三十三年(一九〇〇)に実施された。そのときの「日 と竣成などが記載されている。その工事は六月十三日に始まり二十一日までに は終わったようである。その工期は九日間と短い。部材の状況から見るとほぼ は終わったようである。その工期は九日間と短い。部材の状況から見るとほぼ と解体で行った拡張であり、作業時間も朝八時から晩の七時までと現在より少 し長い程度で大した違いはないにもかかわらず、これだけの日数で工事が完了 する早さには目を見張るものがある。

二 ガラス戸付陳列棚に使われたガラスについて

ガラス戸付陳列棚の板ガラスについて、簡単ではあるが製造年代の検討を行がラス戸付陳列棚の板ガラスについて、簡単ではあるが製造年代の検討を行

対象となる板ガラスは、その大きさに三種類認められ、それぞれ以下のよう

である。

中 幅八五三㎜×五五八㎜(二・八尺×一・八五尺)ガラス厚九㎜大 幅八五三㎜×一二八〇㎜(二・八尺×四・二尺)ガラス厚九㎜

小 幅三六六㎜角程度(一・二尺角)ガラス厚六㎜

二階上部の板ガラス で確認している。 たと考えられるが、 最も多いガラス戸に当たる。ガラス戸付陳列棚は、 五尺巾三尺磨キ硝子七拾五枚」とあり、これは現存のものと照らすと、 残る明治十三年の費目概算(津田)には、 による製品をヨーロッパから輸入したものであり、 表面にはゆがみが残り、 ガラス戸付陳列棚が設置された明治十三年頃の板ガラスは、 上段の寸法にあたるガラス戸はこの記録にはない。 (右記 品質にもばらつきがあったといわれている。宮内庁に 「中」に当たる)には、 「同(御物陳列戸棚) 歪みが見られたことを現場 当初から二階は二段であ 厚みは二皿以下で、 硝子障子遣イ長 もっぱら円筒法 ガラス 中倉の

法は、 と思われる(注一六)。 いるので、 ラスになる。現地での板厚調査で板厚にかなりばらつきがあることがわかって カで開発された「ロールアウト法」 いガラスである。厚みのある板ガラスは製造が難しく、 取り替えられたものと考えられるが、現在の側面のガラス戸は厚みが九冊 ト法による板ガラスをさらに研磨した可能性が高いと思われる。 できたようであるが、それ以前の技法ではなかなか難しいようである。 ス戸付陳列棚の奥行きが拡張された。 階及び二階下段の板ガラスには歪みが見られないことから、 ガラス戸付陳列棚は、 板厚一○㎜まで製造可能であり、 恐らくこの板ガラスはロールアウト法と研磨によるものではないか 明治三十三年に改造が行われ、 による板ガラスならば、 この時、 研磨することによって窓用の磨き板ガ 側面に当たるガラス戸は確実に 一九二〇年代にアメリ 二階下段及び一階ガラ この厚みのものは このロールアウ 口

図234 ガラス戸付陳列棚の設置当初の平面形態

中倉二階の痕跡に残る根太と根太掛で明治十四年当時の平面形態を表してみた。文字は残っていた当初番付である。

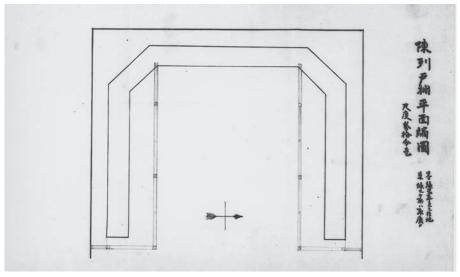


図235 「陳列戸棚平面縮図」

内題の下に「墨縁は在来の位置、朱縁のヶ所は取り広め」とあり、拡張の計画が わかる。現状からは、北倉一階と思われるが、「日記」には北倉一階の記事がない。 (東京国立博物館所蔵、「正倉院絵図」、Image: TNM Image Archives)

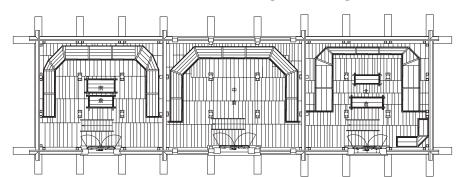


図236 竣工正倉一階平面図

北倉のガラス戸付陳列棚の形状が図235の絵図とよく似ていることが確認できる。 床板敷の割付も南倉や中倉とは異なる。南倉と中倉は、ガラス戸側の板割を変え ず、もとの板敷きの奥に新たな床板を敷き足していた。 十八年には宝物が西宝庫へ移納されているので、それ以降において、板ガラスく、正倉の板ガラスも昭和四十年頃ではないか、という見方もあるが、昭和三ない。厚い板ガラスは一九五○年以降のフロート法によるものと考えられやすの大正十年以降の記録で、板ガラスを交換したような記録は今のところ見られの大正十年以降の記録で、板ガラスを交換したような記録は今のところ見られ

だけを取り替えたとは考えにくい

る修理記録はない。 なお、大正十年に修理の記録があるが、この時にはガラス戸付陳列棚に関す

いが、現存する板ガラスの年代は、大正十年以降に変えられた可能性もあるガラスを持ち出しての詳細な調査が行えないので、はっきりしたことは言え、……

と考察される。

— 167 —



図237 床板加工の差

中倉二階のガラス戸付陳列棚の床板裏面。番付の書いてある方が明治十四年の床板でガラス戸側になる。蟻桟が付き、化粧に釘などは現れないようになっており、裏面までしっかり台鉋がかかっていた。右が後補の床板で裏面は曳肌のままで、根太に釘止めされていた。



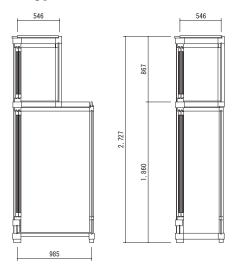
図238 土台に残る柱と根太の痕跡

南面陳列棚の東側の土台上端に残る痕跡。蟻枘の仕口が根太掛で、脇に柱の 平枘穴と圧痕が残る。現在の柱と同じ 大きさであり、もとはここに柱が立っ ていたことがわかる。旧根太掛は、棚 の奥の土台に転用されていた。



図239 柱の足下に残る根太の痕跡

棚の奥になる部材は、もとの部材をそのまま移動して転用していた。この柱はそのうちのひとつで、土台上には旧番付も見える。柱足下にはこのような仕口があり、もとは繋ぎ材が入っていたことがわかる。部材の焼け具合から床板が張られていたかとも考えたが、敷居等に根太の跡がないので床板ではないと思われる。



中倉現状断面中倉当初断面図241ガラス戸付陳列棚の断面比較(中倉)

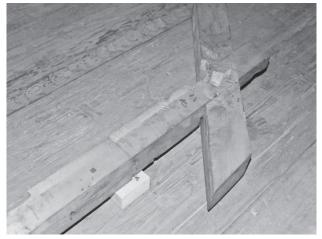


図240 根太掛隅部の継手・仕口 隅の組手は相欠で、天端に柱の枘穴を彫り、内側 (写真では左側)に根太の掛かりを彫る。左の材に は棹差し目違い枘込栓打ちの継手も見られる。

中略

第四項 大正二年の修理

正倉院正倉は、創建以来屋根葺替などの修理は行われたが、記録の上では、

解体に至る修理は大正二年以外には確認されていない。

大正二年の解体修理は、内匠寮の工事録 (宮内庁宮内公文書館所蔵)にその

修理内容がわずかながら残されている。以下に「正倉院宝庫修繕工事報告」と

題された記録を転載する。

内匠寮大正二年 工事録一 御陵墓宮殿離宮御用邸等

第三二号 正倉院宝庫修繕ニ関スル件

宮内大臣官房文書課 宮発第三四八号

内匠頭

申スヘシ

調査ヲ遂ケ修繕工事ノ設計見

之候ニ付同官ト協議ノ上実地 帝室博物館総長ヨリ内申有 正倉院宝庫修繕ヲ要スル旨

込並其ノ経費予算額取調具

右相達ス

大正元年十二月十日

宮内大臣伯爵渡邉千秋

大正元年十二月廿七日

宮内大臣へ具申案

稟 二〇三号

印

右修繕ノ概要

— 169 —

基キ帝室博物館総長ト協議ノ上正 十二月十日付官発第三四八号御達ニ

倉院宝庫修繕工事設計并予算甲

乙二様ニ取調別冊添付此段具申候也

追テ甲号ハ時価購入材使用ノ見込ニテ

設計乙号ハ内匠寮臨時予備材使用

見込ニテ設計致候右添申候也

大正元年十二月廿七日 (^{朱書)}

内 匠 頭

宮内大臣

(中間別紙予算調書他略ス)

正倉院宝庫修繕工事報告

宝庫修繕前ノ現況

柱傾斜

敷盤木端受仮支柱設アリ

校木組ノ不陸及折損

小屋組桔木無ク軒先ノ不陸

隅尾垂木ノ腐朽摧折

家根野地ノ腐朽

同瓦葺ノ破損

床カ下敲キ土ノ破損

周囲雨落溝無ク排水不完全

柱ト礎石トノ真々ヲ修整シ其仕口ヲ整ヒ傾斜ヲ正シ

且防腐用鉛板敷込

校木組替ト同時ニ其隅々へ銅板ヲ張リ雨水ノ浸蝕ヲ 補助鉄物ヲ作成使用シ敷盤木端受ノ仮支柱ヲ撤却ス

其内側ニ土台ヲ据エ之ニ支柱ヲ建テ校木ト引独枯ニテ連結 防キ単二校木組ヲ以テ小屋組支持ノ過重ヲ補ハンカ為

シ全然校木組ヲ外側化粧側ト為ス校木桔出ニテ

軒丸桁ヲ受ケタル個所内空へ添梁ヲ補ヒ入レ棒鉄ニテ

釣り化粧ト為ス

小屋構架ハ在来大梁上へ重梁ヲ補ヒ合掌組ヲ為シ

鉄材等ヲ以テ堅固ニ組建棰四本毎ニ力棰ヲ補足シ

猶ホ適宜桔木ヲ補足シ軒先ノ不陸ヲ均整ナラシム

東南隅尾棰角木ヲ取替各隅へ補助鉄物ヲ用ヒ

且補助桔木ヲ入ル

家根化粧裏板新材補足シ張替二重裏板ハ鎧形ニ張立

従来土居葺無キ為雨水ニ浸蝕セルヲ今回ノ修繕ニ於テ完

全ニ雨漏ヲ防ガム為椹厚板六枚重ニ葺立棟折銅伸板

家根瓦ハ古瓦各時代ノ修繕ニ伴ヒ其形状ヲ変エル事無ク

々其位置ニ葺立欠損セルモノハ奈良帝室博物館所蔵

創立当時ノ古瓦原型ニ基キ古色ニ擬ヒ新製補足シ

主トシテ西流及北流ノ一部ニ使用ス

在来敲キ土堀起シ敲キ下地形ヲ完全ニ搗堅メコンクリー

敲キト為シ葛城川小砂利ヲ以テ洗ヒ出シ人造石敲キ土打柱

真々毎二目地筋切付

在来雨落溝 ノ設無キヲ以テ雨落溝ヲ堀鑿シ縁石ハ笠置川

/ 自然石ヲ以テ積立完全ニ排水ノ装置ヲ為ス

色ヲ現存シテ毫モ補修ノ痕跡ヲ留メズ特ニ軒先ヲ支持セムカ 前記ハ修繕ノ概要ニシテ修繕後ハ外観復旧シ蒼然タル古 為曽テ一時的修補ヲ為シタル屋外支柱ヲ全部撤却シ得タルハ

工事ノ経過

今回修補工事ノ要点ナリ

三月 十五日 工事予算決裁

소 二十一日 正倉院内匠寮臨時出張所開始

仝 二十二日 仮庫新築用材搬入其他準備工事着手

仝 二十八日 仮庫新築着手 五月二十七日竣工

四月 四 日 土蔵修繕着手 五月十五日

소

十 一 日

五月二十二日 仮庫附近避雷針建設着手 同 二十六日 完成

持仏堂周囲羽目板張着手 四月二十六日

三五月 十 四 日 勅使宝庫開扉翌十五日ヨリ宝器移納

看手六月七日了リ翌八日仮庫其他勅封.

六月 十四日 宝庫ノ引渡ヲ受ケ直チニ実測ニ着手シ且猿江製

材場ニテ補修用製材着手

仝 二十七日 宝庫上ハ家桟橋及足代架設着手翌七月十四日

完成

七月二十一日 同家根瓦取卸着手同月二十八日了

八月 日 同小屋及軸組分解着手同廿一日了

九月 十日 軸組々建着手翌十月二十六日組方完成

十月二十七日 家根土居葺着手翌十一月八日完成

九日 棟折銅板張着手同月十六日

十一月 九日 瓦葺着手翌十二月十五日 完成

— 170 —

状態には至っていない。

防腐用に入れたとする鉛板は、束柱と礎石の間の各所

東柱の傾斜については、

現状でも若干出てきてはいるが、

修理を施すほどの

この文書に記載された修理の内容は、

現在概ね現物において確認することが

附記 十二月十一日 同 同 工事摘要 本工事ニ関スル特殊ノ準備 同使用延人員壱万四千九百参拾八人 本工事予算総額金六万七千六百弐拾円 同補足木材御料檜丸太尺締七百五拾六本四分 協力シテ特ニ火気取扱ヲ厳ニス 同工事日数起工ヨリ竣成マテ弐百七拾七日 十八日 十四日 検分ヲ受ケ仮引渡ヲ為ス 周囲雨落溝堀方着手翌十二月廿二日完成 床下敲キ土打方着手翌十二月廿弐日完成

補足木材及瓦ノ新ニ補加セシモノハ毎個烙印ヲ以テ明識セリ 」 場所付雇員ノ内壱名火ノ元専務取締トシテ警察官ト 協力シテ特ニ火気取扱ヲ厳ニス 従業職工人夫ノ身元調ハ勿論従業中ノ戒飾ヲ厳ニス 古材ノ散佚ヲ防カム為ニ工作ヨリ生セシ断寸尺片ト雖日々材 古材ノ散代ヲ防カム為ニ工作ヨリ生セシ断寸尺片ト雖日々材

図242 東柱足下詳細 柱下の鉛板、礎石のモルタル補修、土間洗い出しの詳細。 土間の洗い出しは、今回の工事で一部を補修した。

で確認することができる。

大正修理で撤去された「敷盤木端受仮支柱」については、大梁下端や隅木下大正修理で撤去された「敷盤木端受仮支柱」については、大梁下端や隅木下大正修理で撤去された「敷盤木端受仮支柱」については、大梁下端や隅木下大正修理で撤去された「敷盤木端受仮支柱」については、大梁下端や隅木下大正修理で撤去された「敷盤木端受仮支柱」については、大梁下端や隅木下大正修理で撤去された「敷盤木端受仮支柱」については、大梁下端や隅木下大正修理で撤去された「敷盤木端受仮支柱」については、大梁下端や隅木下大正修理で撤去された「敷盤木端受仮支柱」については、大梁下端や隅木下大正修理で撤去された「敷盤木端受仮支柱」については、大梁下端や隅木下大正修理で撤去された「敷盤木端受仮支柱」については、大梁下端や隅木下大正修理で撤去された「敷盤木端受仮支柱」については、大梁下端や隅木下大正修理で撤去された「敷盤木端受仮支柱」については、大梁下端や隅木下大正修理で撤去された「敷盤木端受仮支柱」については、大梁下端や隅木下

保たれていた。 独鈷のおかげで校木全体の一体性が確保され、 限り校木全数を引いているわけではないようである。 記録にあるのは、 で、 今回の工事で比較的大きな隙間には詰め物を施した 逆に校木間に隙間ができており、 大正修理の写真からも確認することができるが、 現状でもある程度良好な状態が 一階では雨染みも確認できた しかし、 この内部柱と引 現状を見る

果を最大限に発揮できるよう調整した。 全な形になっておらず、 この大正修理で行われたことが記録されている。 修理前 の小屋組はすべてクイーンポストトラスになっていたが、 今回の修理で金物を取り替えあるいは補足し、 このトラスは、 残念ながら完 その変更が その効

央に配すと共に、 東南の隅木を取り替えていることも確認できた。 力垂木を採用したこと、 桔木は、 天保期の修理で入れられていた位置を修正 隅木両脇にはそれまで二本だったものを四本に増した。 桔木を補足したこともこの大正修理における施工で 大梁と大梁の

を採用 その意思は現実に反映されており、 ため」に行ったと記されており、 容である。 屋根については、 正倉内への雨漏りは一切発生していなかった。 したこと、 また、これらの行為が 隅棟や大棟の稜線上を銅板で覆ったことも大正修理 野地を二重にし、 なみなみならぬ意思を感じることができる。 「今回の修繕に於いて完全に雨漏りを防がん この大正修理から今回の修理に至る百年の 二重目の野地を鎧葺にしたことや土居葺 の施工内

いた、 西面 どのような状況を示したのか分からない。 き立て」というのは、 屋根瓦は、 っつ |や北面に大正修理時の と理解するのが妥当かと考える。 前後で瓦位置が変わっているのは明らかなので、 古瓦を用いて葺いたことが記されているが、 平瓦や丸瓦が大正修理前の位置のままとは思えないので 瓦がまとまって葺かれてい また、 大正修理時の写真や現状におい 大正修理時の補足瓦が黒色を呈 た状況からも大正二年の これは、 「一々その位置に葺

つかない

える。 文様が 興味深い。 究が進んでおらず、 しているのが、 「創立当時の古瓦原型に基き」 しかし、 発掘品も多くなかった状況の中での選択であったことが 軒瓦を東大寺式と興福寺式で組み合わせるなどまだまだ。 作られていたことも記されていることは

現在見る洗 床下 は、 い出 しに変更している。 また、 雨落溝もこのとき作られたことが記

録されている

は 修理を行うという早さ ずかに七箇月で全解体 けのことを考えると、 ても 庫などの準備から数え 決裁が下りて宝物の仮 とである。 のはその工期の短いこ 記されているが、 軒支柱の撤去に置い 六月に足場を立て、 月 なお、 たことは、 大正修理の要点を、 に引き渡すまでわ 一〇箇月、 工事の経過も 工事予算の 興味深い 正倉だ 驚く

今からでは想像が

大正二年一月製図の正倉院宝庫平面図 図243

『工事録』に収載の大正修理前の青図。軒支柱が台輪の上から立っており、 大正修理前の写真と状況が異なる。「木子」の認印がある。宮内庁宮内公文 書館所蔵。

「古色に擬ひ」 行われたことが記されている。 そして、 軒瓦

大正修理前は叩きであっ たことが記されている。 それを大正修 理

第五項 大正十年の修理

ろ、その経緯が明らかとなった (産ーと)。 これまで、大正二年の解体修理以降、正倉においてはほとんど修理を行って これまで、大正二年の解体修理以降、正倉においてはほとんど修理を行って

ことである。ことである。ことである。ことである。ことである。ことである。ことである。ことである。そして、古瓦が使われていることを悪しとしてすべて新すとしたものである。そして、古瓦が使われていることを悪しとしてすべて新すとしたものである。そして、古瓦が使われていることを悪しとしてすべて新すとしたものである。そして、古瓦が使われていることを悪しとしてすべて新すとしたものである。

これに対して、内匠寮の技手安田孝雄が現地へ赴き、実見の上で意見を具申 これに対して、内匠寮の技手安田孝雄が現地へ赴き、実見の上で意見を具申 これに対して、内匠寮の技手安田孝雄が現地へ赴き、実見の上で意見を具申 これに対して、内匠寮の技手安田孝雄が現地へ赴き、実見の上で意見を具申 これに対して、内匠寮の技手安田孝雄が現地へ赴き、実見の上で意見を具申 に不自然なものではないとも述べている。さらに外観を注意深く見ていれば、 に不自然なものではないとも述べている。また、小破は経年によるもので特 にいる。また、古瓦を生かして修理されてきたことを正倉の価値と評価し、土 居葺もしっかりしているので、今回は破損瓦の差し替えで十分である、と結論 おけている。

るを得ず、大正十年製の瓦が葺かれることになったものである。この意見により、全面葺替は免れたが、とはいえ、部分的な修理は実施せざ

大正期の瓦のうち大正十年の瓦は、平瓦で八、七二六枚中一、一八四枚(

三・五七%)であった。各面での内訳は以下の通りである。

西側 一、〇七五枚/八、四七六枚(一二・六八%)

米側 七三枚/一八八枚(三八・八三%)

南側 〇枚/〇枚(〇%)

北側 三六枚/六二枚(五八・○六%)

ちなみに、丸瓦は大正期全部で二、六九八枚の中、三五六枚が大正十年製で

あった。

北側の鳥衾瓦まで取り替えていた。大棟の台熨斗瓦が一五一枚中一五一枚すべて大正十年の瓦で取り替え、北側から使っていた。大棟においては下四九本(七一・○一%)を取り替え、北側から使っていた。大棟においては 大正十年には大棟をすべて一旦解体したことが分かる。ちなみに割熨斗瓦は大大正十年の丘であったことから、大棟の台熨斗瓦が一五一枚中一五一枚すべて大正十年の瓦であったことから、

□ は、大正十年製の瓦もここに葺かれていた。
 □ は、大正十年製の瓦もここに葺か上年の瓦に取り替えられており、残りの一八本は昭和三十五年製であった。
 □ は、大正十年製の瓦もここに葺かられた土が部分的に混じっていたことが確認できており、この白い土が大正十年した土が部分的に混じっていたことが確認できており、この白い土が大正十年した土が部分的に混じっていたことが確認できており、この白い土が大正十年した土が部分的に混じっていたことが確認できており、大正十年製であった。
 □ は、大正十年製の瓦もここに葺からい葺土が中央北寄りの一角にまとまっており、大正十年製の瓦もここに葺からい葺土が中央北寄りの一角にまとまっており、大正十年製の瓦もここに葺からい葺土が中央北寄りの一角にまとまっており、大正十年製の瓦もここに葺からい葺土が中央北寄りの一角にまとまっており、大正十年製の瓦もここに葺からい葺土が中央北寄りの一角にまとまっており、大正十年製の瓦もここに葺からいます。

第六項 瓦葺から見た正倉の修理経過の考察

ここでは、瓦葺から正倉の修理経過を考察してみる。までの考え方を見直さなければならないような内容があることが見えてきた。瓦が葺かれていたことが確認できた。これらの瓦を調査していくうちに、これ今回の修理において、修理前の正倉には、奈良時代から平成期まで各時代の

奈良時代の瓦葺について

の瓦が減っていき、現状のように残存数が逆転してしまったことも考えられよ 記録からも分かっているので、実際に桶巻き作りの工房がまだ存在し、 もできるであろうし、 のと見ることができる状況であった(注一九)。 が主流であったことは疑いなく、桶巻き作りの瓦は、何かの修理で混ざったも 桶巻き作りの瓦は六○枚と少なかったことから、金堂創建当時は一枚作りの瓦 ていた。実際、近年修理された唐招提寺金堂は、 と考えられており、正倉でも桶巻き作りより一枚作りが多いことが予想され では平瓦の製造方法は、 りの瓦がそれぞれ見られ、桶巻き作りが七三%、一枚作りが二七%という状況 丸瓦が一〇一本葺かれていた。このうち平瓦については、 ら提供されたものかもしれない。さらには、 た可能性も指摘できる。 ものではない。可能性を考えると、正倉の創建年代をもう少し古く考えること これに葺かれていた古代の平瓦のうち、 桶巻き作りの瓦の方が状態が良く、 奈良時代の瓦について、軒瓦は存在しなかったが、 正倉の創建が天平勝宝八歳頃であるとすると、これまでの研究(注一八 創建時期は変わらないとして創建当初に古瓦が転用され また、東大寺建立には膨大な瓦が必要であったことは 桶巻き作りから一枚作りに変わっている時期である 一枚作りの瓦三、 修理を重ねる毎に残される 創建当時は一枚作りの方が多かっ しかし、 奈良時代後期の建立であり、 正倉のそれはそう単純な 四五二枚に対して、 桶巻き作りと一枚作 平瓦が七三九枚、 一枚作り

るので、そちらも参照されたい(本節第七項)。

中世の瓦葺について

 $\vec{}$

のうちおもに側通りの束柱が取り替えられたものと思われる。中倉の扉が取り替えられたことが記録されている。風蝕の差により北倉の束柱る(単三)。特に、落雷に見舞われた建長六年の修理では、束柱を六本と北倉・中世には、現在確認できる史料からは五回ほどの修理があったことがわか

測できる。 鎌倉時代末から桃山時代にかけては、開封の記録はあるものの修理の記録は 鎌倉時代末から桃山時代にかけては、開封の記録はあるものの修理の記録は

三 慶長期の瓦葺について

おり、おそらく大正十年の修理に至ってすべて破棄され、わずかに棟の葺土にできる。そして、大正期に至るまでは、棟の熨斗瓦も奈良時代のものが残ってこともわかる。おそらくそれ以前は、奈良時代の形式が踏襲されていたと推測こともわかる。おそらくそれ以前は、奈良時代の形式が踏襲されていたと推測のものがある。また、鬼瓦や鳥衾瓦に残された箆書から、その瓦師や瓦土を作



軒丸瓦の瓦釘 上が大正期の銅製、下 がそれ以前の鉄製。

図244

混ぜて現在に伝えられたものと思われる。

釘も一本だけ残されており、 仕様がある程度古くまで遡ることを示している 瓦葺そのものの仕様は、 修理前こそ銅製の瓦釘が使われていたが、 軒丸瓦と丸瓦の五本に一本を瓦釘で止めるという 鉄製の瓦

東郡 比べて三割ほど大きい。 ていることも、 能性も指摘できる。 世に接着されたものであり(進三)、 れてきたものである可能性も捨てきれない。 その大きさの違いと一の鬼瓦がそれ以降に取り替えられた鬼瓦ではないかと だけほかとは異なっていた。 この鬼瓦が慶長期に製作されて用いられたと考えるのが妥当であるとは思うが 、観点からすると、 慶長期の篦書を持つ鬼瓦のうち、 (現在の姫路) そのように考えられるひとつの要因である また、この二の鬼瓦にある箆書によると、 もしかするとこの二の鬼瓦もそのときにどこからか転用さ の瓦師であり、 また、これとセットになる一の鬼瓦も大きく、 西南二の鳥衾瓦にも慶長期の篦書があることから 一の鬼瓦とセットで使う際に揃えられた可 ほかの慶長八年の瓦が奈良近辺で製作され 西南の二の鬼瓦は他の三箇所の二の鬼瓦と さらに、 この1 二の鬼瓦の珠文は後 その製作者は飾

鳥衾瓦の移動の可能性とその時期

ることが考えられた。 今回 の調査で、 現状の鳥衾瓦の位置が元の位置から移されている可能性のあ 東南二の鳥衾瓦及び西北二の鳥衾瓦は、 瓦当の下の鬼瓦

とがわかった。

修理前に載っていた

瓦の頭頂部分と非常に良く馴染むこ

れぞれ西北

一の鬼瓦及び西北二の鬼

に載る部分の欠き込みの形状が、

そ

が消えている。瓦当文様からは慶長 とができ、 た。 や円弧状を帯びていることがわかっ 八年製と思われる。 上端には箆書があるが、 ったことが推測できた。 振瓦が当たっていたものと考えるこ の中心に突起があり、 また、 この形状から、 瓦当下の鬼瓦頭頂部に載る部分 東北 この鳥衾瓦が大棟用であ 一の鳥衾瓦を観察する もとはここに雁 その両側がや 肝心の年号 この鳥衾瓦

残っている。このうち一枚は、 在確認できない鳥衾瓦の篦書が また、 倉院宝庫屋根瓦拓本』 宮内庁正倉院事務所所 には 西南 枚 現

大正期拓本卅七 慶長 _{刻印} 天 保 慶長 大正期拓本卅八 慶長 大正十刻印 _{刻印} 大正 図245 鳥衾瓦の位置の変更 修理前の状態から元々の 場所へ戻した場合の位置 を示す。大棟は、南北ど 慶長 _{篦書} 慶 長 明治刻印

と考えられる。

鬼瓦には共に西の京 慶長期のものである

合うことから、

文様が慶長期と考えている軒丸瓦と

衾瓦だけ篦書や刻印がないが、

瓦当

○個の鳥衾瓦のうち、

これらの鳥

の宗右衛門の篦書がある。

ちらかまではわからない ので両端を指した。

も十分に考えることができる。が記されている。このことから、同じ瓦銘をもつ各々が組を成していた可能性が記されている。このことから、同じ瓦銘をもつ各々が組を成していた可能性一の鳥衾瓦と同じ職人名があり、もう一枚には、西南二の鳥衾瓦と同じ職人名

思われ、 慶長期の鳥衾瓦が、 り替えた鳥衾瓦は大棟両端の二個であり、 できない。明治二十二年の鳥衾瓦も二個現存しているが、この時もよく見える ため鳥衾瓦の位置を変更して新たな大棟用の鳥衾瓦を製作した可能性も否定は できる鳥衾瓦はすでに大正修理前には、その位置を変えていたとも考えられる えると、 の鳥衾瓦を製作し、 これらの移動があった修理を考えてみる。修理前に載っていた大正修理で取 大正期に二箇所だけ鳥衾瓦を取り替える必要が生じたときのことを考 鳥衾瓦の移動は、 今回のように原位置を重視した取り替えではなく、 すべて二の鳥衾瓦として残っていたことは偶然ではないと 位置を変更した可能性もある。 天保期から行われていた可能性があると考える。 そのまま考えると前述の大棟と推定 天保六年も同様である。 大棟を良く見せる

東北一の鬼瓦について

ちら。特定することはできていない。少なくとも慶長期には正倉に用いられた鬼瓦で特定することはできていない。少なくとも慶長期を遡る可能性も指摘されたが製作年代について箆書はなく、作りからは慶長期を遡る可能性も指摘されたが東北一の鬼瓦は、修理前に八個あった鬼瓦のうち最も小さいものであった。

生型のうちに現在のような一の鬼瓦に変更されたものであると考えられた。 ることが確認できた。 りがあり、 珠文下がこの繰りにより切られていることから、 現在この鬼瓦には、 繰りの罫引痕跡のほか、 て計画されていたものが、 まさに一の鬼瓦として製作されたことがわかる。 前述の珠文と考え合わせると、 下端に隅丸瓦とその両脇の軒丸瓦を跨ぐよう三箇所の繰 両端の繰りの内側に繰りとは異なる勾配の面があ 二の鬼瓦としての形状ができあがった後で その辺りをよく観察してみる この鬼瓦は、もとは二の しかし、 鬼面脇の

すれば、ほかの箇所と同じ状況になる。こは一の鬼瓦が吽形になっている。このことからも、これが二の鬼瓦であるとの形も、ほかの三箇所では一の鬼瓦が阿形で二の鬼瓦が吽形なのに対して、こ

2、この一の鬼瓦が二の鬼瓦であった時の形状を復して製作した。今回の修理において、この棟の二の鬼瓦を取り替えたので、その鬼瓦の形状

は、





図246 東北一の鬼瓦に残る痕跡 珠文が途中で切れ、左側一番 下の珠文を切るように罫引線 がある。また、中央の股繰り の両脇には勾配の違う面があ り、これがもともと二の鬼瓦 であった足の付け根に当たる ことがわかった。右に復原し た鬼瓦を示す。

正倉院正倉屋根に残された奈良時代の平瓦について

用や再用ではなく、

独自の生産・供給体制のもとで、東大寺先行寺院が興福寺

正倉院正倉整備に関する懇談会会員・京都大学大学院教授 上原真人

大正修理時の新調軒瓦と平成修理時の新調軒瓦

平城京の瓦型式番号でいうと六二三五系と六六七一系を模倣した文様で「正倉 院/大正弐年補/京都瓦師 瓦瓦当及背文三種自四十四 屋根葺き替え時に新調した瓦は、両型式の軒瓦がすべてを占めていた。 倉院事務所蔵『正倉院宝庫屋根瓦拓本』によると、 平成の正倉整備に際し、 新規補充する軒瓦の文様が問題になった。 西村彦右衛門」の刻印があった。事実、 至四十六」は東大寺式軒丸瓦と興福寺式軒平瓦、 大正二年の「新調巴瓦及平 宮内庁正 大正期の

Щ

七種も収録するが、古代の軒瓦を含まない。とすれば、正倉付近で採集・出土 い姿を追求する方針で修理を進めたなら、 宝庫屋根瓦拓本』は、 した古瓦に、両型式が含まれていた可能性が考えられる。 大正修理時に両型式の軒瓦を採用した理由は、はっきりしない。創建時に近 中近世の「巴瓦瓦当文」一八種と「平瓦瓦当及背文」一 何か根拠があったはずだ。 『正倉院

組み合せは奇異である。 つの異なる歴史的背景が想定できる 和銅三年 一六六七一の出土は、さほど珍しいものではない。その出土状況をみると、二 天平十七年(七四五)の平城還都後に製作・供給された東大寺式軒丸瓦と、 (七一〇)の平城遷都後まもなく製作を開始した興福寺式軒平瓦との しかし、史跡東大寺旧境内における興福寺式六三〇一

京で主体的に使用した興福寺式軒平瓦六六七一Bの組み合わせが推定でき、 代共に天平十七年以前にさかのぼるものがある。とくに、 院・山房において使用した興福寺式軒瓦である。そのなかには、製作・供給年 つは、 興福寺創建軒丸瓦六三〇一Aと、 東大寺創建以前に、 旧境内東側を南北に延びる山地で造営された寺 興福寺ではほとんど出土しない平城宮 丸山西遺跡において

> の聖武天皇一周忌までに、大仏殿歩廊の完成をめざした工事の一環である なかに鐙瓦(軒丸瓦)・宇瓦 三綱務所に三万枚の瓦製作を依頼する [『大日本古文書』四 – 一八〇頁]。その 前者には史料的裏づけもある。天平勝宝八歳八月十四日、 式軒瓦を使用した事実が明確となった[菱田二〇〇〇、 辺施設を充実するため補助的に搬入した瓦に含まれていた興福寺式軒瓦である。 もう一つは、 東大寺造営工事の遅滞に際し、 (軒平瓦)各三○○枚が含まれる。翌年五月三日 東大寺式軒瓦の不足を補い、 吉川二〇〇〇] 造東大寺司は興福寺 (注]]])0 周

と評価された [平松二〇〇一]。 に、 まとまっており、同様の分布を示す大安寺式軒瓦六一三八〇-六七一二Aと共 礎資料である。興福寺式軒瓦六三○一A・Ⅰ−六六七一Jは大仏殿回廊周辺で 出土傾向は、 試掘坑を設けたに等しく、多くの成果を挙げた

[平松編二○○一]。 大仏殿歩廊完成のため「興福寺・大安寺瓦窯の製品を急遽投入したもの」 ○年におよぶ東大寺防災施設工事に伴う発掘は、東大寺旧境内に満遍なく 今後、 東大寺伽藍の成立や再建・維持管理の具体像を検討する基 特に瓦

平成の正倉整備に際して新調する軒瓦の瓦当文様は、 頃という年代観に大きく齟齬しない[光谷二〇〇三、二〇〇八]。とすれば 六七三二のなかから候補を絞るのが当然である。 で残る決定資料はなかったが、 愛の品を献納した天平勝宝八歳以前には存在したと推測される。また、 天平宝字五年に確実に存在し [「双倉北雑物出用帳」]、 | 亅が少量出土していた [平松一九九七・二〇〇一]。 正倉院近辺でも東大寺式軒瓦に混じって、興福寺式軒瓦六三〇一Bや六六七 所用建築部材の年輪年代測定結果も、 東大寺式軒瓦六二三五 光明皇后が聖武天皇遺 しかし、 正倉院中倉は 八世紀中

細かな論拠は省略するが、結論として、 ①確実な東大寺所用瓦で、 正倉の創

らだ。 たのだ。 東大寺式軒瓦に伴う平瓦は、原則として一枚作りのはずであったか が七三九枚も残っており、その七割以上が桶巻き作りであるという事実には驚 が七三九枚も残っており、その七割以上が桶巻き作りであるという事実には驚 がされた。東大寺式軒瓦に伴う平瓦は、原則として一枚作りのはずであったか かされた。東大寺式軒瓦に伴う平瓦は、原則として一枚作りのはずであったか かされた。東大寺式軒瓦に伴う平瓦は、原則として一枚作りのはずであったか

二 桶巻き作り平瓦が主体をなす理由づけと問題解決の鍵

一般化したことを証明したのである。
一般化したことを証明したのである。
一般化したことを証明したのである。
の世紀後葉に百済から伝わった日本古代の造瓦技術の変遷において、七世紀 一般的だった桶巻き作り平瓦が、八世紀中葉以降)との比較である。細部の(七世紀後葉に百済から伝わった日本古代の造瓦技術の変遷において、七世紀大世紀とを証明したのである。

しかし、その移行過程には紆余曲折があった。りで、平城京時代に桶巻き作りから一枚作りに移行したことが確実となった。安京は一○世紀以降に北部九州などから搬入された一部の平瓦を除けば一枚作安京は一○世紀以降に北部九州などから搬入された一部の平瓦を除けば一枚作

したが、 期初頭)に操業した四号窯に一枚作り平瓦が集中し、試行的に一枚作りを採用 から一枚作りへの移行過程は、 谷瓦窯は、 宮瓦編年第Ⅰ−2期~第Ⅱ−2期に操業し、平城宮・京に製品を供給した瀬後 興福寺式軒瓦をおもに生産した京都府梅谷瓦窯では、 枚作り平瓦を生産したという 以後は桶巻き作りに回帰したという おもに桶巻き作り平瓦を生産したが、 奈良山丘陵で操業した瓦窯のなかでも、 [奥村二〇〇九b]。 [奥村] 他窯から参画した瓦工人が一 一〇〇九a]。 最初 つまり、 (平城宮瓦編年I 桶巻き作り 一方、 平城

差があったのだ。

しているのである。
しているのである。

正倉屋根に残された奈良時代平瓦七三九枚の約七割を桶巻き作りが占める事正倉屋根に残された奈良時代平瓦七三九枚の約七割を桶巻き作りが占める事正倉屋根に残された奈良時代平瓦七三九枚の約七割を桶巻き作りが占める事

る決め手はないとした。妥当な見解である。えした結果、残存状況が逆転した可能性も合わせて指摘し、現況から結論できかった事実から、本来、一枚作りが多かったが、過去に再用・不再用をくり替かった事実から、本来、一枚作りが多かったが、過去に再用・不再用をくり替さらに、今回の修理における奈良時代平瓦の不再用率が一枚作りのほうが高

の考古学的な調査・研究に委ねられたと言ってよい。れば、過去の再用・不再用の実体にアプローチできる。問題解決の鍵は、今後れば判明するであろう。また、中近世の葺き替え時に形成された瓦溜が見つかしかし、正倉屋根に残された桶巻き作り平瓦の年代は、生産遺跡が特定でき

注一 [東大寺正倉院御開封記録] ○宮内庁図書寮文庫

谷森本

東大寺正倉院御開封記録

正倉院年来及||破損|、且寛文六年以後御開封無」之、 依」是自:: 別当|予達|

奏聞 、被、訴! 関東 | 、至 | 元禄六年 | 御修復并御宝物 御改之義被

仰出

同年五月

(中略)

勅使 別当為;;御開封 御下向、 検使南都奉行勤」之、

(中略)

正倉院御修復之間、 任 |旧例 |御宝物悉納||油倉 |、

同年七月中旬正倉院御修復成就、元禄六年 依」之為二御閉封 八月六日

勅使 別当御下向、 同七日御閉封之儀式被」行、

(後略)

[元禄六年御開封記] ○奈良県図書情報館寄託 玉井家文書『庁中漫録』

元禄六年東大寺正倉院御開封之次第

(中略)

、(元禄六年) 五月廿一日、 南京尹神尾飛騨守憑命之三倉破壊

之処々見分、自東大寺法厳院・惣持院・尊光院・上生

院・四聖坊出、 自

勧門主御方山口内匠出、 自奉行所中條太郎右衛

門·玉井与左衛門、且同心福井小右衛門·太田彦六

大工棟梁今村筑後見積之、

三倉御修覆見分之上御入用銀高大積覚

銀六百八十弐匁七分 御倉内之分、 但 手伝人足代とも、釘銯、御材木・大工手間・

内五十目まし

銀五百四拾九匁 御倉外之分、 但同,

銀壱貫五百九十目 や祢瓦方之分、但 是ハや袮足代、代とも、瓦丸平葺手間手伝

小以銀弐貫五百九十目八分、

銀壱貫弐百目 御入用、但赤金代手間代とも、台輪出張赤金ニテ包

銀四百八拾弐匁 御蔵之下人セき御入用、 但、

銀壱貫七百六十九匁 御入用、但石并石詰手間手伝人足御倉根石之廻り石垣之

小以銀三貫四百五十壱匁

一、銀七百目 三倉鎮守蔵王之社一切之

御入用、但 釘代とも、 材木・大工手間・手伝人足

銀八百弐拾六匁

ら布代とも、 とい神主請取ニて神供[#]雑用奉幣料鎮守宮移御入用、

但金"メ百弐拾九両三歩銀拾三匁、但六十めかへ銀都合七貫七百九十八匁

以上、

五月廿一日

右一書一面奉い尹一、且一中條氏・玉井氏訴、曰っ、御修覆料一金満門

望ノソムラクハ 法一制、 此,役一必ず。矣、重。御一勘一定,節下言、江府一、庁、祗一役無、人難」勉、 三百両に時、、命にずる御代官所に、金三百両未り満時、、両氏勤いっ之の 訴 兼『所」触」耳"也、今積||金高||不」及||三一百一両||、両一氏所」預|| |京都所司 | 、 御修覆早。附二御代官所一、尹諾、応以之一、終二

中略

御修覆附||御代官所|、

三倉御修復諸御入用覚

一、銀壱貫弐百目壱分

諸材木代

胡弐貫九百四拾弐匁九厘銀三貫六百九十六匁九分八厘 銅 銅 銅 新 巻 鉄 物 代、

銀七百七拾九匁五分弐厘 此工数三百卅六人、一日壱人弐匁三分弐厘宛、飯米作料とも、 大工賃銀

銀弐拾弐匁九分五厘

木挽賃銀

此工数十三人半、 一日壱人壱匁七分宛、 飯米作料とも、

銀壱貫三百七十目五分三厘

瓦代

但葺師并手伝へ人足葺土すさわら代とも

銀四百四拾五匁三分

銀八拾四匁七分

銀六百四拾九匁五分四厘

足代并小屋損料代、

銀弐百弐拾四匁八分八厘 此人数六百九十壱人

掃除人足賃、

小買物代

並大工一倍ノ積之分、大工

内三十目宿賃

但逗留中宿賃壱月二三拾目被下候積

銀弐拾六匁七分三厘 棟梁二被下候御扶持方代

但一日七人扶持五割増十人半ふちノ積

合八貫五百壱匁弐分三厘 三倉御修復分、

銀七百月

鎮守社一宮請切

銀八百弐拾六匁

右宮移諸入用

一、米弐石七斗六升 下奉行扶持 一日三人扶持之積

一日十三人扶持之積

米弐石九斗九升

十四日御奉行飛騨太守来,,三倉,検,,見之,、同日巳,対 少』、六月十五日御修-覆資-始、七月十三日修-覆成、 修 右、京都所一司小笠原佐渡太守命はラル竹村八郎兵衛 「 覆ス 也、 五月廿八日"八郎兵衛来,,三倉"見,,分"破壊,多-_ 所 翌

年—預四聖坊并"金珠院出受」之自」寺支,一配、た之,。云々

〇三倉之瓦数四万八千五百余

ヤ子ノ坪数 弐百五十

下ノ坪数 八十五

注三 注二 岸熊吉「正倉院の建築」(『寧楽』一二 正倉院史論所収、一九二九年、 『宮内庁正倉院宝庫屋根瓦拓本』(正倉院事務所所蔵)。第五章第四節に掲載 発行所)にその古文書の翻刻が記載されている。原本は調査をしたが、そ 寧楽

部分を転載する。 の行方は判明しなかった。絵図の下方にあったという箇条書きの書き下し

〔見分差図〕 〇『寧楽』 一二 正倉院史論(五八頁)所収

東大寺三倉 但小棟作之叉庫

(中略)

此分新敷相見申候故寺僧ら承申候へバ慶長年中之

御修覆ニ而モ可有御座旨被申候

元禄第三年年九月朔日見分ノ上ノ差図

玉井 与左衛門

福井 小右衛門

太 田 彦 六

(別紙張紙

屋根瓦之様子弐拾間斗脇ヨリ見申候ニ損ジ様差而

年ヨリハ落申候惣而此御蔵ハ宮社同前ニ寺中ヨリ崇 去年ヨリ悪敷見へ不申候得共少々瓦も退軒瓦抔も去

敬仕候故上へ上リ見申儀ハ難成遠方ヨリ之見積ニ而

委細之義ハ見へ不申候

注四 これも前出の岸熊吉氏の論考に記されるが、絵図そのものは実見できていな 理箇所についての記述を転載する 論考には 「東大寺及び奈良県庁所蔵記録絵図」とある。以下、その修

記録絵図 0 『寧楽』一二 正倉院史論 (六〇頁) 所収

下の重

- 一、床下の丸柱所々にて弐拾三本埋木筋はぎをなし鐵の胴輪廿三個をはめ
- 又土台鼻廿四本共銅黒板包にした。 土台の鼻廿四本共腐朽の個所は切継筋はぎをなし包板を大釘打とした。
- 北倉中の間、 中倉両端間、南倉北の間の土台下に指物を入れた。
- 北倉中の間後寄にて二枚、 中倉中央入口に近い所で二枚、同じく西南

の隅で一枚敷板を取替た。

二階

- 北倉にて九本、 中倉にて五本、南倉にて八本の間柱 (際柱)を補足し
- 中倉の北の間前寄の所の敷板弐枚取替た。

又中倉の裏側の両端の柱の根継をした。

- 北倉にて十一本、 の北の間前寄にて敷板一枚取替た。 中倉にて三本、南倉にて六本間柱を補足した、 中倉
- 注一に前出の史料による。 其他土台外包の雨覆、 杉本神社の修理費用が銀七百目であったことがわ 校木のはぎ木埋木など各所に亘って施された。

注 五

- 注六 〔天保四年十月十八日正倉院御開封之記〕 天保期の史料にも修理費用があり、 その差を比較することができる。 ○東大寺図書館 薬師院文書
- 一、今年三倉御開封之故者、 元禄六癸酉年五月十六日御開封以来、至今年迄
- 凡年曆百四十一年故、 御倉及破損之旨、
- 寺務宮以南曹弁被経 奏聞、 則為被加御修理、 勅使申下、 御開封之儀式、
- 于時天保四癸巳年龍集十月十八日定日也

中略

天保五甲午年十月廿五日、 封後是迄何之沙汰も無之、 此度従江戸御入用取調方大森善四郎・御普請方 京中井主水手代三倉為御修理見分被来由、 御開

> 北村勝之助、右両人并中井主水手代両人当月廿一日南都着、 天保六乙未年八月、 一廿五日御倉見分有之、 江戸御役方之衆旗本之由、 一人ハ鎗壱筋見ヘタリ 廿三日·廿四

三倉御普請来月ヨリ始ル由、 御後見清凉院内沙汰アリ

三倉仮屋ノ前ニ大工小屋三ケ所・役人結所一ケ所見当、東側、(ママ) 今日ヨリ

倉四方へ松丸太足代建、大工日雇ノ者自京都請負之由也

(中略)

天保七丙申年正月、昨未年十二月廿五日切三倉御普請自今日始ル、廿一日

一、奉行梶土佐守 御倉辺へ毎々見分ニ被参由

二月三日、 御倉御屋根瓦フキ掛 西側

中略

十四五筋、

南北西之隅追々、

四月十五日、 清凉院へ見廻

内沙汰あり、 御閉封之御沙汰不被為 渡ノ趣年預所へ而又入魂内実ハ御普請成就ノ義江戸窺ニ相成候よし、 等引渡有之候所、同月十八日内々従所司代当奉行所へ入魂引渡之義ハ先仮 在候哉、尋試申所、 三月十四日従公儀 三倉并仮屋 同院

五月十九日、 年預所

ら回章到来

殿御越有之候間、 来ル廿三日正倉院御修覆出来栄為見分、 各手取之場所掃除御申附可被成候 御目附小出丹宮殿・御代官小堀主税

廿一日、 清凉院へ見廻

両所奉行梶野土佐守被出候節、 三倉御修覆成就ニ付、明後廿三日於四聖坊立合場所として、公儀よりの役人 御寺務家司代正法院被罷出候様、 同院ゟ被

御目附旅宿念珠院、 御代官旅宿華厳院也

申聞、

廿三日、 三倉御目附御代官奉行三方見分相済、 奉行ゟ惣持院寺中惣代へ

三倉并仮屋等被引渡、但シーテ於四聖坊京都両所奉行御三方此度新調之

杉箱二入御宝物類拝見且見分、

中略

六月三日、 雨 正倉院鎮守社上遷宮 十五日・十六日・廿日ノ由日時勘辰

(下略。 なお閉封は六月二十日

前掲の岸熊吉氏の論考にその翻刻が掲載されている。

注七

、南都東大寺正倉院御修覆鎮守社新造共仕様請切代銀請取帳.

『寧楽』 一二 正倉院史論(六三頁)所収

正倉院聚行五間三階建屋根本瓦葺小棟造り葺詰弐軒繁垂木内室造り出

具の内取解舟肘木之内取替束並沓木共古木宜所切抜入足弐重梁繋梁之 内取替扠首束扠首棹束取付直棟桁母屋桁切継隅脇四方出居桁之所刎木 か上より畦羽目入口戸前三ヶ所有之屋根大破に付瓦取切ろし内室木道 居桁舟木升形有軒高四間一尺床か高九尺軒出二間四方廻り中仕切共床

木裏板木口裏甲瓦座敷木舞野裏板面戸板共之内取替取付直瓦足留り木

枕木等入足屋堅め打隅木取付直木負茅負之内取替所々鍄掛堅め仮粧垂

床か拭板明透目板打足北倉三階拭板之内取替取付直北側畦羽目之内取 取替間柱添柱共入足内側畦羽目え控木鍄打堅め明透之所目板打並埋木

湯洗内廻り柱畦羽目拭ふき外廻り軒裏共払掃除南之方地形置土踏め同

洗足代桟橋縄結梯子共掛払脚立敷之板差出共

鎮守社梁行三尺九寸

(中略)

(奈良県庁所蔵文書に拠る、とある)

縄巻にしめ打立屋根本瓦葺足瓦骨直棟包丸豆一返 足瓦包直内側隅柱

取替土台鼻包銅不足仕足緑青吹仕直惣体床か拭板束入口扉廻り共灰汁 替鍄掛堅め外側所々朽損矧木並埋木入口三ヶ所錠前之鞘木両脇方立共

所西之方に有之用水溜池市二間水替干池底埋り土堀浚其外損所物軒足代

一、御修復中傍爾杭損料物に而差出出来後廻り掃除等迄仕候

工数千百五人

此銀三貫三百拾五匁 但一人付三匁

人数九百拾六人半

此銀一貫八十弐匁弐分八厘 諸手伝

但一人一匁弐分九厘

人数八百八拾四人

人数三拾弐人半 大工手伝

揚ヶ方手伝並笘掛おろし手伝共

材木方

一、三本小節檜長七尺八寸

入口錠前之鞘木取替三ヶ所分

代銀百八拾目

但一本に付六拾匁

中略

材木方

銀〆八貫五百弐拾六匁八分五厘

(中略)

鍛冶方

銀〆弐貫六百八拾一匁六分四厘

一、七千弐百八拾五枚平瓦

屋根足瓦

代銀弐貫百八拾五匁五分

◎以下補足瓦として唐草・巴瓦三六枚、二の平瓦一八枚、

但拾枚付三匁

瓦五一二枚、棟瓦三二枚、面戸瓦四七枚を挙げている。

瓦方

中略

銀〆三貫五百九拾六匁七分

中略

◎正倉の銀〆弐拾五貫百五拾匁五分七厘、 鎮守社の銀メ壱貫五

百三拾弐匁三分四厘を加えて、総工費は弐拾六貫六百八拾弐

知九分壱厘となる¹

右者南都東大寺正倉院御修復鎮守社新造共私共御請負申上御吟味を請念を

入仕立差上申候付代銀不残御渡被下慥奉請取相済申候処仍如件

天保七申年九月

内侍原町

請負人 大工 善

助

印

小川通竹屋町上ル町

兵 衛

印

請 人 鍵屋 治

御 奉 行 様

第五章第一節四及び図版写真26参照

注八

注九 〔南都東大寺正倉院四拾分一之図〕 ○京都府立総合資料館 中井家文書

書きで桔木を記入する。また、校木の天端の平らな面の中心に朱線で中心 墨書きにて建物の桁行立面・断面図と主要寸法を描き、 南倉小屋内に朱

線を記入している。図版写真知も参照。

が存在する。このうちこの立断面図には「天保七年」の記があるので、こ

連の図と思われるものに、平面図、

小屋伏図、

あるいは屋根伏図など

れらは一連、 天保期の修理計画図であると考えられる。

注 $\overline{}$

〔正倉院小屋組

七歩壱間〕

○京都府立総合資料館

中井家文書

墨書きにて小屋伏図を書き、 朱書きにて桔木を挿入し、 母屋桁の取替位

置などを記入する。 小屋梁を追加しようとした跡もあるが、消されている

図版写真23も参照。

注 〔南都東大寺正倉院絵図〕 ○京都府立総合資料館 中井家文書

墨書きにて一階、二階、 小屋裏の平面図を描き、 朱線及び朱書きにて修

理箇所を示す。図版写真22も参照

これと同じ図で修理箇所の記入を校正した図や下書きが存在すること

からこの図が清書本と思われる。

注一二 〔明治十三年正倉院録 一号 奈良東大寺正倉院宝庫中御物陳列戸棚架設 (内務省博物局)〕 ○宮内庁宮内公文書館

其ノ他造作ノ儀太政大臣ニ伺定並会計局ト照復ノ件 二月

中略

(博物局第六十一号)

明治十二年十二月十六日 博物局長町田久成

印

中略

正倉院庫中造作之義伺

奈良東大寺正倉院宝庫之義ハ古来ヨリ倉庫修補之時ニ

非サレハ開緘セス然ルヲ明治五年御開封御物照検之

挙アリ同九年ヨリ毎年御開封有シ其都度出納取扱ノ為

メ物品損傷セルモノ不少甚タ遺憾ノ至リニ付右庫中ニ

更二別紙画図面ノ如キ棚架ヲ造リ其中ニ物品ヲ陳列シ

硝子戸ヲ以テ之ヲ掩ヒ安置ノママ展覧相成致様致シ度

依テ太政官へ御上申案並ニ費目概算画図面共相副

此段相伺候也

太政官へ御上申案

古昔ノ事ヲ捜索スルニ当時ノ文書及ヒ器財等ノ類ニ

拠テ以テ其ノ情実ヲ知ルコト多シ而シテ其ノ文書器財

或ハ水火ノ災ニ罹リ或ハ賊ノ為メニ掠メラレテ今日ニ

宝庫ニ納ムル処ノ御物タルヤ聖武孝謙二帝ノ御遺物ナ 遺存セルモノ極テ尠シ茲ニ大和国奈良東大寺正倉院

リ其ノ他蔵スル所モ亦皆千有余歳ノ星霜ヲ経タル古

物ニシテ実ニ希世ノ珍宝ナリ而シテ其ノ宝庫タルヤ

奈良朝ノ創立ニ係リテ当時ノ校倉ノ制法ヲ見ルモ亦以

テ足ル可キ者ナリ且ツ此ノ宝庫ハ昔時ヨリ朝廷コレヲ

— 183 —

外ヨリ観覧セシムベシ然ル時ハ其都度運搬セザルガ故 架ヲ造リ此内ニ御物ヲ排列シ硝子障子ヲ建テテ以テ戸 ナキヲ得ズ熟考スルニ彼ノ倉庫中ニ別紙図面ノ如キ棚 堪愛惜ナリ故ニ之ヲ保護スルノ方法ヲ設ケ永存ノ余備 見ノ為メニ屢々之ニ手ヲ触ル、ヲ以テ遂ニ損傷セザル テ之ヲ披キ又函中ニ入テ再ヒ庫中ニ納ム斯ノ如ク唯 スルコトヲ得サルヲ以テ其都度悉ク之ヲ庫外ニ運搬シ 及ヒ之ガ為メニ損傷ヲ醸スルモノ亦尠カラス如何トナ サレ此ニ至テ始メテ人民之ヲ拝観スルコトヲ得タリウ 緘已来屢々御開封ニ相成或ハ奈良博覧会場ニ陳列ヲ許 新製ノ物ト彷彿タルモノアリ然ルヲ明治五年ノ御開 蔵セル所ノ物品手沢ノ歴サルヲ以テ大概古色ヲ有セス 四年ヨリ維新前ニ至テ僅ニ十四五回ニ過キズ故ニ其ノ 開封ス然ラサレバ開カズ其ノ之ヲ開緘セシコトハ建久 封スルヲ例トセリ故ニ此ノ宝庫ヤ其ノ修補ノ際ニ方テ 費等取調別紙二記載致候間別途御出方相成度御詮議之 二将来損傷ノ患ナク永ク保存スベシ依テ右棚架其他経 ヲ得ス必竟其保護ノ体裁タ、サルノ為ス処ニシテ不 レバ其ノ宝器ヲ展観セントスルニ当リ倉庫中ニ排列 モ亦不尠然リト雖モ御物ノ出納往年ニ比スレハ屢数ニ 上御裁可相成度此段相伺候也 二困テ近年工匠ノ模範ヲ之ニ取リ百工ノ進歩ヲ誘ヒシ

別途可下渡候条大蔵省ヨリ可受取事へキ費途ニ付之ヲ除キ残数八千弐百五拾九円へキ費途ニ付之ヲ除キ残数八千弐百五拾九円へお費ののでは、何ノ趣聞届候尤費用概算高ノ内官員旅費ノ三

明治十三年一月二十九日 (右大臣岩倉具視印

中略

正倉院庫中造作之儀伺

以テ其都度悉ク之ヲ庫外ニ運搬シテ之ヲ披キ又函中 醸スルモノ亦尠カラス如何トナレハ其ノ宝器ヲ展観 二入テ再ヒ庫中ニ納ム斯ク如ク唯一見ノ為メニ屢々 セントスルニ当リ倉庫中ニ排列スルコトヲ得サルヲ 拝観スルコトヲ得タリ之ニ因テ近年工匠ノ模範ヲシ テ大概古色ヲ有セス新製ノ物ト髣髴タルモノアリ然 セシコトハ建久四年ヨリ維新前ニ至テ僅ニ十四五回 補ノ際ニ方テ開封ス然ラサレハ開カス其ノ之ヲ開緘 朝廷コレヲ封スルヲ例トセリ故ニ此ノ宝庫ヤ其ノ修 タルヤ奈良朝ノ創立ニ係ルヲ当時ノ校倉ノ制法ヲ見 タル古物ニシテ実ニ希世ノ珍宝ナリ而シテ其ノ宝庫 遺物ナリ其ノ他蔵スル所モ亦皆千有余歳ノ星霜ヲ経 日二遺存セルモノ極テ尠シ茲ニ大和国奈良東大寺正 財或ハ水火ノ災ニ罹リ或ハ賊ノ為メニ掠メラレテ今 良博覧会場ニ陳列ヲ許サレ此ニ至テ始メテ人民之ヲ ルヲ明治五年ノ御開緘已来屢々御開封ニ相成或ハ奈 二過ギズ故ニ其ノ蔵セル所ノ物品手沢ノ歴サルヲ以 ルモ亦以テ足ル可キ者ナリ且ツ此ノ宝庫ハ昔時ヨリ 倉院宝庫ニ納ムル処ノ御物タルヤ聖武孝謙二帝ノ御 古昔ノ事ヲ捜索スルニ当時ノ文書及ヒ器財等ノ類ニ 一取リ百工ノ進歩ヲ誘ヒシモ亦不尠然リト雖モ御物 、出納往年ニ比スレバ屢数ニ及ヒ之カ為メニ損傷ヲ ,テ以テ其ノ情実ヲ知ルコト多シ而シテ其ノ文書器

上御裁可相成度此段相伺候也 等取調別紙二記載致候間別途御出方相成度御詮議之 来損傷ノ患ナク永ク保存スベシ依テ右棚架其他経費 観覧セシムベシ然ル時ハ其都度運搬セザルカ故ニ将 此内ニ御物ヲ排列シ硝子障子ヲ建テテ以テ戸外ヨリ 熟考スルニ彼ノ倉庫中ニ別紙図面ノ如キ棚架ヲ造リ 二之ヲ保護スルノ方法ヲ設ケ永存ノ予備ナキヲ得ス 保護ノ体裁タタサルノ為ス処ニシテ不堪愛惜ナリ故 之ヲ手ヲ触ルルヲ以テ遂ニ損傷セサルヲ得ス必竟其

明治十三年十二月廿日 内務卿伊藤博文

太政大臣三條実美殿

注三三 第三号 〔明治二十三年正倉院録(帝国博物館)〕 ○宮内庁宮内公文書館 宝庫屋根修繕ノ件 (五月

(帝国博物館第七十六号)

明治廿三年二月七日 帝国博物館総長(花押

中略

正倉院宝庫屋根修繕之義伺

瓦土ニ雨水滲入シ土居葺ヲ朽腐セシメ遂ニ垂木ニ及ボス 正倉院宝庫屋根瓦ムラ下リ箇所出来此侭差置候ハハ

ノ患モ有之此際右之箇所惣体瓦取卸シ在来土居葺

調シテ之ヲ補ヒ)候ハハ格別旧観ヲ改メスシテ修繕シ得ル 上二増葺ヲナシ取卸シタル古瓦ヲ以テ葺直シ(尤不足ハ新

義ト被考レ其費用凡千参四百円ヲ要シ候見込ニ候得

奈良在住植村書記心得へ費用取調方相達可申ト存候 共実際其職之者へ見積ラセ候ハハ幾分カ相減スヘクニ付

> 器保存費目下ノ残余千弐百余円有之候ニ付右ヲ以 支弁致シ若シ不足之節ハ来年度ノ経費内ヲ以テ支 営繕ハ別途上請之筈ニ相成居候得共当年度宝 就而者右費用之義当年度ニ在テハ一廉百円以上之 弁候様可致候此段稟議候也

正倉院御屋根瓦葺換仕様積り書

(中略)

上屋并足場其分入用所

中略

足瓦見込

大丸巴瓦 五拾本

代金七円弐拾五銭 金拾四銭五厘

大丸瓦

代金五拾五円

金五銭五厘 但し壱本

平唐草

代金拾壱円五十銭 金拾壱銭五厘

大平瓦

五百枚

代金弐拾七円五拾銭 金五銭五厘 但し壱枚

代金六拾七円五拾銭 金四銭五厘 但し壱枚 千五百枚

但シ瓦各種裏ニ明治廿三年修補ノ文字

熨斗瓦

瓦代金合計金百六拾八円七拾五銭

右之通積リ明細相違無御座候此代金 二而御用被命恐々充分入念来ル五月

十日迄二急度成工可仕候也

明治廿三年二月廿四日

大和国添上郡奈良町大字雑司

上田嘉六

帝室博物館御中

注 四四

〔明治三十三年六月

日記]

○東京国立博物館

六月十日晴

正倉院陳列棚取広工事ノ為メ御開封ニ付

杉御物整理掛長稲生御物整理掛淡近宮内属

奈良へ出張

六月十一日午前雨午後曇

東園侍従同上ニ付斎藤侍従属ヲ従へ出張稲

同 十三日快晴

直々田中宮内大臣徳大寺侍従長へ電申ス続テ

北中両倉ノ二階陳列棚御物ヲ夫々収納シ取

二着手ス午後五時五十分閉扉皆中倉階下

六月十五日晴金曜日

印

生整理掛淡近属奈良到着

十二日晴

東園侍従杉掛長奈良到着

午前十時杉掛長東園侍従御開封奉仕相済

広工事へ着手ス午後六時廿分閉扉

六月十四日 晴

午前八時開扉工事頭南倉二階 御物般助工事
陳列

黄熟香外箱 櫃長 調製之分 元禄六年八月七日 同倉三階へ収納ス

閉扉

午前八時十分開扉工事午後五時四十分

午前八時十分開扉午後六時三十分閉扉

六月十六日晴土曜日

六月十七日 日

午前八時十五分開扉午後六時四十分閉扉此日

中倉階下へ中棚弐個ヲ納ム

六月十八日月曜日快晴

午前八時開扉午後六時五十分閉扉

六月十九日火曜日 快晴

午前八時五分開扉午後七時閉扉

六月廿日 水曜日 快晴

午前七時半開扉午後七時閉扉是日中南両倉

階下棚御物取片付工事ニ着手ス

六月廿 日 木曜日 快晴

午前七時三十分開扉午後七時閉扉此日北倉階上

棚工事落成

六月廿二日 金曜日 快晴

午前七時三十分開扉午後七時閉扉中倉階上棚

落成

六月廿三日 土曜日 快晴

午前七時三十分開扉午後七時閉扉南倉階上及

金百円

庫中掃除人足并二御物運送人足

御物外箱裹物新調

但シ壱尺ニ付金壱円

大紋縁上ハ敷畳百八拾帖

但シ壱帖ニ付八拾銭

金五百円

金百四拾四円

中南倉階下左右棚悉皆落成

六月廿四日 日曜日 快晴

午前七時半開扉午後七時十分閉扉

六月廿五日 月曜日

雨

六月廿六日 火曜日晴

午前八時開扉中倉南倉御物午後五時半閉

前略

注 五.

〔明治十三年正倉院録 (内務省博物局)〕

○宮内庁宮内公文書館

正倉院庫中造作其他費目概算

凡金八千七百六拾壱円八拾銭

金弐千弐百弐拾円

但シ壱間ニ付金六拾円 手間銅具共 御物陳列戸棚新調木材并ニ大工

但シ壱枚ニ付金四拾五円 磨キ硝子七拾五枚 同硝子障子遣イ長五尺巾三尺

金三千三百七拾五円

入口間仕切硝子羽目并二硝子戸

一階物置所棚并二楷子歩、板費用

文裹唐木綿仕立代共 陳列棚引物白綾長曲尺七十五 入口上リ段并ニ歩ミ板足代費用

金七百五拾円 金五拾円 金三百円 金六百円

金四拾円

小使壱人弐百日雇日当

但シ壱日ニ付金弐拾銭

但シ壱日ニ付金三拾銭

金百八拾円

台灣監察
会社員
三人弐百日 旅費 縣官弐人往返滞在弐百日

金弐百拾弐円八拾銭

金七拾弐円 金弐百拾八円

泊滞在弐百日旅費

同奈良近傍出張旅費並旅行弐拾四泊

注一六 会社の磯崎敏正氏にご教授いただいた。 板厚の調査や製造年代の可能性及び板ガラスの製造方法などは旭硝子株式

注 七 〔大正十年 正倉院録(東京帝室博物館)〕 ○宮内庁宮内公文書館

第一号 正倉院宝庫屋根修繕ノ件(九月)

(官房調査秘一七号)

帝室博物館総長

大正十年三月三日第二七六号ヲ以テ上申ニ係

ル正倉院宝庫屋根修繕ノ件本月三日勅裁アラ

セラル

右相達ス

大正十年四月五日

宮内大臣子爵牧野伸顕

(中略)

正倉院宝庫及聖語蔵屋根修繕ノ

件二付 卑見 技手 安田孝雄

多キヲ数フルカ故ニ全部新製瓦ニテ葺替ユルヲ可トナセリ、 半ノ間ニ於テ全瓦数約参万弐千余ニ対シ僅ニ数百ノ破瓦 更ニ数百ヲ増セシトアルハ恐ラクハ此ノ少損ヲ加算シタル 北側ニ於テ最大ニシテ、 之ヲ昨年十一月中本庫屋根雨漏調査ノ為出張シタル宮内 ルカ如ク、尚追書ヲ以テ経験ニ依ルニ破損ハ古瓦尤モ 及ホス事ナキヲ保シ難キヲ以テ本工事ヲ要スルノ主意ナ 何時雨漏ヲ催セルヤヲ知ル事能ハス、為メニ大害ヲ宝物ニ 奈良ヨリノ上申書ヲ見ルニ、昨年其ノ屋根ヲ検シタル際東流 ミナラス他ニ同事象ノ歴然トシテ之ヲ証スヘキモノアラハ モノニシテ、僅々半閲年ニシテ如斯破数ヲ増加スル事ハ、或 破セルモノ外ニ少損少ナカラストアリ、 ヲ受クルノ量ニ正比例スル事分明ナリ、 ヨリセハ東西ノ面積ハ南北ノ約四倍ニシテ前者ノ破数四ハ後者 量表ニハ単ニ東西南北、各側ノ破数ヲ挙ケタルノミナレハ一見古瓦 破損壱百七個中ノ参分ノ壱弱(三十三枚)ハ新瓦ニシテ其ノ数 技師菊地 レ其他古瓦ヲ用ヒテ修繕ヲ加ヘタル部分ニ於テ壱百七個ノ破 ハ昨冬ノ寒気絶大ニシテ其影響スル処独リ本庫ノ屋根ノ ヲ以テシタル東側ニ破損ノ多キヲ見ルモ、之ヲ更ニ精細ニ屋根坪 / 壱二比例シ全屋根ニ於ケル破瓦ハ却テ新瓦ヲ以テシタル 、事タリト言フヲ憚ラス、然ラハ大正二年ノ大修理ヨリ六年 回ノ外開扉セサル本庫ノ破瓦ヲ忽漫ニ付シ置キテハ 然ラサレハ他ノ原因ヲ以テシテハ瓦ノ経歴上絶無 近日更ニ之ヲ検スルニ破損ノ数俄ニ数百枚ヲ増シ居リ 白ノ復命書ニ徴スルニ、前記上申書ノ古瓦 瓦ノ強弱ハ新古ニアラス、日光ノ直射 上申書中近日ノ検数 又其ノ壱百七個ハ大

> 聖語蔵屋根葺替予算中ニ上屋根損料ナシ可ナル 締直シニシテ建物ノ外部ヨリ施工シ得ラルルモノハ此 書ノ南倉階下柱ノ乾腐及各所繋結用ボールトノ ク今回ハ補修ノ程度ニテ可ナラムト思考ス、尚復命 タルモノナレハ未タ葺替ヲ要セサルヘク、復命書意見ノ如 居葺ハ椹ノ二分厚長一尺二寸ノ扮板ヲ二寸足ニ葺キ 段ニシテ軽々ニ処スヘキニアラス、復命書ニ依レハ其ノ土 戴ク事モ又歴史上ニ於ケル本庫ノ価値ノ一部ナレハ、 如キハ修理ノ都度補足セラレタル歴代ノ多様ナル瓦ヲ ヲ放置セシハ瓦屋保存ノ根本ニ於テ已ニ誤レリ、本庫ノ 齢ヲ完全ニ保持セシムル事難キニアラス、六年ノ長キ之 年々其ノ小破ヲ手入シツツアラハ其ノ下地ニ依ル予定ノ年 構造ト年代ヲ知リテ外観ヨリ少シク注意セハ瓦ノ列座ニ 瓦ヲ忽漫ニ付シ置キ云々ニ就テハ、瓦屋ハ葺当時ノ下地 若干ノ破瓦ヲ見ル亦絶体ニ免カルヘカラス、上申書ノ破 年新瓦ニテ葺替ユルモ明後年ニ到ラハ壱年ノ古瓦タリ ヨリ漏雨有無ノ程度ハ知ラルヘク、刺替ヘノ瓦ヲ予備シテ ヲ生シタルハ普通ノ現象ニシテ毫モ怪シムニ足ラス仮令明 一時ニ全瓦ヲ替ヘテ之ヲ不具的ナラシムルハ寧最後ノ手 差替修繕予算へ追加計上セラレン事ヲ希望ス

(終

東博第九一四号

大正九年六月十一日

奈良帝室博物館長久保田鼎 (印

帝室博物館総長 文学博士 森林太郎殿

儘使用候得ハ差替修繕ノ後幾モナク又破損ヲ生 瓦ノ分破損尤モ多ク左スレハ未破損ノ古瓦ヲ尚其 差替ルモノトノ両様ニ相積候得共経験ニ依ルニ古 部新調瓦ヲ以テ葺替ルモノト現ニ破損ノ分ノミヲ 追テ別紙宝庫修繕ハ在来ノ古瓦悉皆解下シ全

正倉院宝庫及聖語蔵屋根修繕之儀

破損 別紙ノ通取調一応仰高裁候也 トシテ之ヲ掲上提出致度ト存候得共先以テ費用概算 臨時費ニ属スヘキモノニ付乃来十年度予算ニ臨時費 併セテ修繕被相加候様致度因テ按スルニ右両件トモ 不識ノ間宝物ニ大害ヲ加フルヤモ難測甚タ痛心ノ至 宝庫ハ平常閉鎖年一回ノ外開扉セサル儀ニ付屋瓦 スルニ屋瓦ノ破損前陳ノ通ニシテ近日更ニ之ヲ検スルニ 末雨漏ノ痕跡ニハアラサル次第明瞭候得共之ヲ妥 当時不取敢上申内匠寮技師ノ出張ヲ請ヒ精細検査ノ 階屋根裏床上雨漏ノ痕トモ覚シキモノ有之候ニ付 有之尚其後宝物曝涼開扉ノ際庫内ヲ検スルニニ 瓦ヲ用ヒテ修繕ヲ加ヘタル部分ニ於テ壱百七個ノ破損 満タス候処昨年其屋根ヲ検スルニ東流レ其ノ他ニ古 正倉院宝庫ハ去大正二年大修繕ヲ加ヘラレ未タ十年ニ 二至候得共是亦永ク其儘差置クヘキニアラス候間 大正六年ニ於テ雨漏アリー時小修繕ヲ加へ其儘今日 院内聖語蔵ノ屋根モ近年屋瓦緩ミヲ来シ既ニ去 二候間来十年度ニ於テ修理被相加候様致度又同 ノ破損ヲ忽漫ニ付シ置候テハ何時雨漏ヲ催フシ不知 ノ数更ニ数百枚ヲ増シ居候次第ニ有之顧フニ同

スルノ虞有之候ニ付寧ロ全部古瓦ヲ廃シ新調瓦

ヲ以テ葺替ルノ愈レルニ若カスト存候也

本章本節第七項参照

注一九 『国宝唐招提寺金堂修理工事報告書』 (奈良県教育委員会、二〇一一年)

第一章第二節参照。

当初は竹管で押された円形の陰刻であったと思われる。また、このときの

接着剤についての分析を行っている。同章第二節第四項参照

二 上原会員の論考中の参考文献を以下にまとめて記す。

浦林亮次 一九六〇年「瓦の歴史」『建築史研究』二八号

上原真人 九八四年 『恭仁宮跡発掘調査報告 瓦編』京都府教育委員会

奥村茂輝 二○○九年a「梅谷瓦窯の瓦」『奈良山瓦窯跡群』京都府遺跡調

企報告書第二七冊

二〇〇九年b「瀬後谷瓦窯の瓦」『奈良山瓦窯跡群』

菱田哲郎 二〇〇〇年「東大寺丸山西遺跡出土の瓦について」『南都仏教

七八号

平松良雄 要』一九号 一九九七年「正倉院事務所所蔵考古資料について」『正倉院紀

平松良雄 二〇〇一年「東大寺境内の六三〇一 - 六六七一の出土傾向につ

平松良雄編 二〇〇一年『東大寺防災施設工事・発掘調査報告書(発掘調 いて」『東大寺成立過程の研究』 (吉川真司代表の科研報告書)

査篇)』

福山敏男 一九三八年「東大寺の規模」『国分寺の研究』上巻 (改訂増補

『奈良朝の東大寺』一九四六年刊)

光谷拓実 二〇〇三・二〇〇八年「年輪年代法による正倉院正倉の建築部

材の調査」『正倉院紀要』二五・二八号

吉川 二〇〇〇年「東大寺の古層―東大寺丸山西遺跡考―」『南都仏